

◎沖縄県青少年保護育成条例

制定 昭和四十七年五月十五日 条例第十一号
 改正 昭和五十三年三月二十九日 条例第九号
 昭和五十四年九月二十九日 条例第二十八号
 昭和五十八年十月十七日 条例第三十号
 昭和六十年十二月二十五日 条例第三十五号
 平成四年三月三十一日 条例第十四号
 平成八年三月三十一日 条例第五号
 平成十年十二月二十五日 条例第三十五号
 平成十八年三月三十一日 条例第十四号

目次

第一章 総則(第一条―第五条)
 第二章 青少年育成施策(第六条―第八条)
 第三章 青少年育成を阻害する行為の規制(第九条―第十八条の六)
 第四章 雑則(第十九条―第二十一条)
 第五章 罰則(第二十二条―第二十四条)
 附則

第一章 総則

第一条 この条例は、青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、青少年のための環境を整備することを目的とする。

(運用の基本理念)

第二条 この条例の運用に当たっては、県民の権利と自由を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第三条 すべて県民は、青少年が健全に育成されるように努め、これを阻害するおそれのある行為又は環境から青少年を保護しなければならない。

(県の任務)

第四条 県は、青少年の健全な育成を図るための施策を積極的に行うよう努めるものとする。

第五条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

廣 青少年 満十八歳に達するまでの者(婚姻した女子を除く。)をいう。

廣 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。

・ 興行 映画、演劇、演芸、見せ物、紙芝居等を公衆に観覧させることをいう。

・ 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、図画及び写真並びに映画フィルム、スライドフィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音盤、録音テープ、シーディーロムその他の映像又は音声記録されているもの並びにこれらに類するものをいう。

・ 図書等取扱業者 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)以下「風適法」という。)第二条第六項第三号及び第五号に規定する営業を営む者を除く。をいう。

・ 器具類等 がん具その他これらに類するもの及び刃物類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に定める刀剣類を除く。)をいう。

・ 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

・ 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲示され又は表示されたもの並びに屋内又は屋外で公衆に頒布されるちらし並びにこれらに類するものをいう。

・ 薬品類等 催眠、めいいてい、興奮、幻覚等の作用を有する医薬品及びその他薬品等で知事が定めるものをいう。

第二章 青少年育成施策

(優良興行及び優良図書等の推奨)

第六条 知事は、興行、図書等の内容が青少年の健全な育成に特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

2 知事は、前項の推奨をしたときは、その旨を県の公報で公示するものとする。

(優良環境の推奨)

第七条 知事は、自然環境又は社会環境で青少年の健全な育成のため特に有益なものであると認めるときは、これを推奨することができる。

2 知事は、前項の規定により推奨した環境の内容が同項に規定する推奨の理由を有しなくなつたと認められるときは、当該推奨を取り消さなければならない。

3 前条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

第八条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(表彰)

廣 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの

廣 青少年又はその団体で、その行動が他の模範になると認められるもの

・ 業者又は団体で、第一条の目的に従い自主的に規制を設けて、青少年の保護に積極的に協力し、青少年の健全な育成に寄与するところが特に大であると認められるもの

第三章 青少年育成を阻害する行為の規制

(深夜外出の制限)

第九条 保護者は、正当な理由がある場合のほか、深夜(午後十時から翌日の午前四時までをいう。以下同じ。)に青少年のみで外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がなく、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

4 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業員は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(有害興行の観覧の禁止)

第十条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該興行を有害興行として指定することができる。

2 前項の指定は、その旨及びその理由を県の公報で公示することによつて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、その興行者に対する通知をもつて公示に代えることができる。

3 興行を業とする者(以下「興行者」という。)は、第一項の規定により指定を受けた興行については、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年が観覧することができない旨を掲示するとともに、青少年にその興行を観覧させてはならない。

4 知事は、第一項の規定により指定をした興行の内容が同項に規定する指定の理由を有しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

5 第二項の規定は、前項の指定の取消しについて準用する。

6 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定を受けた興行を観覧させないように努めなければならない。

(深夜における興行場等への立入禁止)

第十一条 興行者及び客に遊戯又はスポーツを行わせる営業で知事が定めるものを営む者(以下「興行者等」という。)は、当該

営業の場所に、深夜において青少年を立ち入らさせてはならない。
 2 興行者等は、深夜に営業を営む場合は、当該営業の場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の深夜における立ち入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

(有害図書等の販売等の禁止)

第十二条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書等を有害な図書等として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書等とする。

廣 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が当該書籍又は雑誌のページ総数の五分の一以上を占めるもの又は二十ページ以上あるもの

廣 ビデオテープ又はビデオディスクであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為の場面が規則で定めるものの描写の時間が合わせて三分を超えるもの

・ 前二号に掲げるもののほか、図書等の製作又は販売を行う者が構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の閲覧又は視聴を不適当としたもの

3 第一項の規定による指定は、その旨及びその理由を県の公報で公示することによつて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、当該図書等の販売又は貸付けを業とする者に対する通知をもつて公示に代えることができる。

4 図書等取扱業者は、青少年に対し、第一項の規定により指定を受けた図書等又は第二項各号の規定に該当する図書等(以下「有害図書等」と総称する。)の販売、頒布、贈与、交換、若しくは貸付け(以下「販売等」という。)をし、又はこれを閲覧させ若しくは視聴させてはならない。

5 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、又はこれらのものを閲覧させ、若しくは視聴させないように努めなければならない。

(有害図書等の陳列場所)

第十二条の二 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するとき、規則で定めるところにより、当該図書等を他の図書等と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなくてはならない。

2 図書等取扱業者は、前項の有害図書等の陳列場所に、当該図書等を青少年が購入し、若しくは借り受けし、又は閲覧し、若しく

は視聴することができない旨の掲示をしなければならない。
 3 知事は、前二項の規定に違反している者に対し、期限を定めて有害図書等の陳列場所を変更し、若しくは陳列方法を改善し、又は前項の掲示をすべきことを命ずることができる。

(有害器具類等の販売等の禁止)

第十三条 知事は、器具類等の構造又は機能が、人体に危害を及ぼすおそれがあり、又はその形状、構造若しくは機能が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性若しくは犯罪を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該器具類等を有害器具類等として指定することができる。

2 前項の指定は、その旨及びその理由を県の公報で公示することによつて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、当該器具類等の販売を業とする者に対する通知をもつて公示に代えることができる。

3 器具類等の販売を業とする者は、青少年に対し、第一項の規定により指定を受けた器具類等(以下「有害器具類等」という。)の販売等をしてはならない。

4 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、有害器具類等の販売等をし、又は有害器具類等を携帯させないよう努めなければならない。

(自動販売機等による販売等の禁止)

第十三条の二 図書等又は器具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書等又は有害器具類等を自動販売機等によつて販売若しくは貸付けをし、又はこれらの目的でこれを自動販売機等に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入り禁止とされている場所に当該自動販売機等が設置されている場合その他店内の容易に監視することができる場所に設置され青少年が当該自動販売機等から有害図書等又は有害器具類等を購入し、又は借り受けることができない措置が講じられている場合は、この限りでない。

(届出及び表示義務)
 第十三条の三 図書等又は器具類等の自動販売機等を設置しようとする者は、あらかじめ当該自動販売機等(以下「設置場所」という。)の他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に当該自動販売機等を設置する場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出に係る自動販売機等には、当該自動販売機等の見やすい箇所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。
 廣 設置者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
 廣 管理者名及び連絡先

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは当該届出に係る自動販売機等の使用を

廃止しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

(有害広告物の掲出の禁止)

第十四条 知事は、広告物の形態又は内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当該広告物の全部又は一部を有害な広告物に指定することができる。

2 前項の規定は、その旨及びその理由を県の公報で公示することによつて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、その広告主又は管理者に対する通知をもつて公示に代えることができる。

3 広告物の広告主又は管理者は、第一項の規定により指定を受けた広告物を掲出し、表示し、又は頒布してはならない。

4 第一項の規定により指定される以前に掲出し、又は頒布された広告物について同項の規定による指定があつたときは、その広告主又は管理者は、遅滞なく、当該広告物の除去又は形態若しくは内容の変更その他の必要な措置をとらなければならない。

5 知事は、第三項の規定に違反して掲出し、表示し、又は頒布された広告物があるとき、又は前項の規定に違反して必要な措置がとられていない広告物があるときは、その広告主又は管理者に対して、当該広告物の除去又は形態若しくは内容の変更その他の必要な措置を命ずることができる。

(薬品類等の譲渡等の制限)

第十五条 何人も、青少年が薬品類等を不健全に使用するおそれがあると認められるときは、青少年に、これを譲渡し、所持させ、又は使用させてはならない。

(質物の受入れの制限)

第十六条 質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第二項に規定する質屋は、青少年から物品を質にとつてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(古物の買受け等の制限)

第十七条 古物営業法(昭和二十四年法律第一〇八号)第二条第三項に規定する古物商又は業として廃品若しくはくずの取引をする者は、青少年から同条第一項に規定する古物(古書籍を除く。)又は廃品若しくはくず(以下「古物等」という。)を買受け、若しくはその販売の委託を受け、又は青少年と古物等の交換をしてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第十七条の二 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

第十七条の三 何人も、青少年から着用済み下着等(青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿(青少年がこれらに該当すると称したものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)を買受け、若しくは売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

(有害行為のための場所提供又は周旋の禁止)

第十八条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

廣 みだらな性行為又はわいせつな行為
廣 薬品類等を不健全に使用する行為
廣 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用
・ とばく、飲酒又は喫煙

- ・ 入れ墨を施す行為
- ・ 暴行、脅迫又は恐喝

(非行助長行為の禁止)

第十八条の二 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為(道路交通法(昭和三十五年法律第一〇五号)第六十八条(共同危険行為等の禁止)に規定する行為若しくは家出を行うように勧誘し、および、そのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもつて金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。

2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部とする前項に規定する行為(家出に係るものを除く。)を行うことを目的とする集団(以下「集団」という。)を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、集団へ加入するよう、若しくは集団から脱退しないよう勧誘し、若しくは強制してはならない。

(入れ墨を施す行為の禁止)

第十八条の三 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくは受けさせ、又はその周旋をしてはならない。

(青少年への勧誘行為の禁止)

第十八条の四 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

廣 青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。
廣 性風俗関連特殊営業(風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において、客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

・ 接待飲食等営業(風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第一項第一号に該当する営業をいう。)の客と

なるように勧誘すること。

(酒類及びたばこ販売に係る環境の整備)

第十八条の五 酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。)又はたばこ(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に規定する製造たばこをいう。)の販売を業とする者は、その事業活動に関し、青少年が酒類及びたばこを入手できない環境の整備に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。

2 酒類又はたばこの自動販売機を設置し、又は管理する者(次項において「設置者等」という。)は、青少年による自動販売機の利用を防止するため、自動販売機を屋内その他適正な管理が行える場所に設置するように努めなければならない。

3 設置者等は、屋外に設置する自動販売機による販売を午前五時から午後十時までとするように努めなければならない。

(インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止)
第十八条の六 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たつては、当該利用によつて得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの(以下「有害情報」という。)を閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信することがどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

3 端末設備の販売若しくは貸付を業とする者又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第一三七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに関する情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第四章 雑則
(審議会への諮問)

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、沖縄県附属機関設置条例(昭和四十七年沖縄県条例第七十八号)第一条に規定する沖縄県青少年保護育成審議会(以下「審議会」という。)に諮り、その意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要

するときは、この限りでない。
廣 第六条第一項の規定により優良興行又は優良図書等を推奨しようとするとき

廣 第七条第一項又は第二項の規定により優良環境を推奨し、又はこれを取り消そうとするとき

・ 第十条第一項又は第四項の規定により有害興行を指定し、又はこれを取り消そうとするとき

・ 第十二条第一項の規定により有害図書等を指定しようとするとき

・ 第十二条第二項の規定による規則を定め、又は改正しようとするとき

・ 第十二条の二第三項の規定により有害図書等の陳列場所の変更若しくは陳列方法の改善又は同条前二項の掲示を命じようとするとき

・ 第十三条第一項の規定により有害器具類等を指定しようとするとき

・ 第十四条第一項の規定により有害広告物を指定しようとするとき

・ 第十四条第五項の規定により有害広告物の除去又は形態若しくは内容の変更その他の必要な措置を命じようとするとき

2 知事は、前項ただし書の規定により措置した場合には、速やかにその旨を審議会に通知しなければならない。

(立入調査)

第二十条 知事の指定した者は、この条例の施行のため必要があるときは、営業時間内において興行場その他の営業所に立ち入つて、調査を行い、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問することができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 知事の指定した者が第一項の規定による立入調査等を行う場合は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 前項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(規則への委任)

第二十一条 この条例の施行に關して必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則
(罰則)
第二十二條 第十七條の二第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する。
2 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

廣 第十七条の二第二項の規定に違反した者
 廣 第十八条第一号、第二号又は第三号の規定に違反した者
 3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

廣 第十八条の二第二項の規定に違反した者（第十八条第一号、第二号若しくは第三号に規定する行為、道路交通法第六十八条に規定する行為又は家出に係る違反をした者に限る。）
 廣 第十八条の二第二項の規定に違反した者
 廣 第十八条の三の規定に違反した者

4 第十七条の三の規定に違反する行為をすることを業として行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。
 5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

廣 第九条第二項の規定に違反した者
 廣 第十二条の二第三項の規定による措置命令に従わなかつた者

者
 第十七条の三の規定に違反した者（前項に該当する者を除く。）
 第十八条第四号、第五号又は第六号の規定に違反した者
 第十八条の二第二項の規定に違反した者（第十八条第四号、第五号又は第六号に規定する行為に係る違反をした者に限る。）
 第十八条の四の規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
 廣 第十条第三項の規定に違反した有害興行を観覧させた者
 廣 第十一条第一項の規定に違反した者
 廣 第十二条第四項の規定に違反した者
 廣 第十三条第三項の規定に違反した者
 廣 第十三条の二の規定に違反した者
 廣 第十四条第三項の規定に違反した者
 廣 第十四条第五項の規定による措置命令に従わなかつた者
 廣 第十五条の規定に違反した者
 廣 第十六条の規定に違反した者
 廣 第十七条の規定に違反した者

7 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
 廣 第十条第三項に違反して掲示しなかつた者
 廣 第十一条第二項の規定に違反した者
 廣 第十三条の三第一項又は第二項の規定に違反した者
 廣 第二十条第一項の規定による調査若しくは資料の提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

8 第九条第二項、第十条第三項、第十一条第一項、第十二条第四項、第十三条第三項又は第十五条から第十八条の四までの規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。
 （両罰規定）
 第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。
 （免責規定）
 第二十四条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。ただし、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する青少年が営む当該営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に青少年保護育成法（一九六五年立法第二十一号）の規定によりなされた有害興行、有害図書、有害広告物若しくは有害器具類の指定又は優良興行若しくは優良図書の推奨は、この条例の相当規定によりなされた指定又は推奨とみなす。
 附 則（昭和五十三年条例第九号）

1 この条例は、昭和五十三年十月一日から施行する。
 2 この条例の施行の際現に設置されている図書等又は器具類等の自動販売機（青少年の立入りが禁止されている場所に設置されているものを除く。）の設置者は、改正後の沖縄県青少年保護育成条例第十三条の三第一項に規定する者とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から三十日以内」とする。
 附 則（昭和五十四年条例第二十八号）

この条例は、昭和五十五年一月一日から施行する。
 附 則（昭和五十八年条例第三十号）
 この条例は、昭和五十九年二月一日から施行する。
 附 則（昭和六十一年条例第三十五号）
 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。
 附 則（平成四年三月三十一日条例第十四号）

（施行期日）
 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 （経過措置）

2 改正後の第十二条第二項に規定する規則を定めようとする場合には、知事は、この条例の施行前においても審議会の意見を聴くことができる。
 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 附 則（平成八年三月三十一日条例第五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成八年八月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に自動貸出機を設置している者は、改正後の第十三条の三第一項及び第二項の規定にかかわらず、平成八年八月三十日までに、同条第一項に規定する事項の届出及び同条第二項に規定する事項の表示をしなければならぬ。
 附 則（平成十年十二月二十五日条例第三十五号）
 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日条例第十四号）
 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。
 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。